

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	福祉サービス第三者評価機関 株式会社ケアシステムズ
所 在 地	東京都千代田区一番町6-4-707
評価実施期間	平成25年8月8日～平成26年 2月28日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	我孫子市立東あびこ保育園 アビコシリツヒガシアビコホイクエン		
所 在 地	〒270-1144 千葉県我孫子市東我孫子1-9-31		
交通手段	JR成田線東我孫子駅より徒歩5分		
電 話	04-7183-3165	FAX	04-7183-3165
ホームページ	<a href="http://www.city.abiko.jp/">http://www.city.abiko.jp/</a>		
経営法人			
開設年月日	昭和49年12月1日		
併設しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育</li> <li>・部分統合保育</li> <li>・園庭開放</li> <li>・赤ちゃんステーション</li> </ul>		

#### (2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	12	18	26	26	26	120		
敷地面積	1923.12㎡			保育面積			934.22㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	日々の健康観察、各種健診、身体測定(毎月)								
食事	完全給食(月～金)食物アレルギー除去食の提供あり								
利用時間	月曜～金曜 7:00～19:00 / 土曜7:00～17:00								
休 日	日曜、祝日、年末年始								
地域との交流	世代間交流、幼保小の連携、園庭開放、小中学生の職場体験、インターシップ								
保護者会活動	保護者会：有 活動内容：夕涼み会主催、各クラスの懇親会								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		15	14	29
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	25	1	1	
		調理師		
		2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	我孫子市役所子ども部保育課に申し込みます。 我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。	
申請窓口開設時間	月曜日～金曜日（祝日除く） 午前8時30分～午後5時まで	
申請時注意事項	我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。	
サービス決定までの時間	入所決定者には保育希望月の前月中旬頃に 我孫子市役所子ども部保育課より通知があります。	
入所相談	我孫子市役所子ども部保育課までお問い合わせください。 園生活に関する事については保育園までお問い合わせください。	
利用料金	我孫子市の基準により世帯の所得税や市民税の課税額などによって 決められます。	
食事料金	3歳児以上 月額 600円	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【理念】一人ひとりの発達段階に応じた環境の中で、豊かな心と丈夫なからだを育て、心身ともに健全な成長を目指し保護者からも信頼され地域に開かれた保育園を目指します。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育する。</li> <li>・個人差、家庭環境、地域の実態に即した保育活動が出来るようにする。</li> <li>・家庭との連絡を密にし協力、理解のうえにたった保育活動をする。</li> <li>・楽しい保育園生活ができるよう暖かい保育環境づくりに努めます。</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<p>○明るく 素直で 心身共に健康な子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の話をよく聞ける子</li> <li>・様々な活動に楽しんで取り組める子</li> <li>・友だちと遊べる子</li> <li>・感動するところ、思いやりの気持ちをもった子</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員全員が笑顔と挨拶を大切に、明るく楽しく保育に取り組んでいます。子ども一人ひとりの発達過程に応じて保育をし個人差、家庭環境、地域のニーズに合わせた保育を行っています。</li> <li>・保護者との信頼関係を大切にし、子どもの情報を保育園と保護者が連絡帳や口頭で伝えあい、日々の関わりの中で信頼関係をつくるように努めています。保育参観・参加等の回数を多く持ち、保育園をより理解してもらえるようにしています。</li> <li>・看護師は子どもの健康に関する保健計画を作成、心身の健康状態や疾病の把握、記録をし嘱託医による定期的な年2回の内科・眼科・歯科健診をおこなっている。毎朝の視診や保護者との会話連絡ノートから子どもの健康状態を把握観察しています。</li> <li>・保育園で提供される給食は衛生管理や食材の選定から十分考慮され適切な栄養摂取に配慮したうえで、作り方、盛り付け、配膳等も子どもにとって魅力的になるようにしています。</li> <li>・食物アレルギーや疾病等により特別な配慮が必要な場合は医師の診断書（指示書）にもとづき、保護者と職員間で確認し、アレルギー等の原因となる食品を除去した給食を提供しています。</li> <li>・ホームページでは、保育園の紹介・手続などの情報の発信をおこなっているほか、災害時にはツイッターにて安否情報などを発信する態勢をとっており、毎月の避難訓練の様子も発信しています。</li> </ul>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

<p>特に力を入れて取り組んでいること</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者といっしょに特性を生かした活動を広げていくことを目指している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>理念や基本方針、保育目標はいつでも確認できるように園内に掲示している。また、市が公設保育園の職員や保護者を対象に発行している「公設保育園のガイドライン」や「入園のしおり」の巻頭に掲示しており、園ではそれらをもとに、職員会議などの場で説明している。平成24年5月に現在の新園舎に移転したことを踏まえ、子どもや保護者といっしょに地域に開かれた保育園として、さまざまな人々との連携をもち、ニーズに応え、特性を生かした活動を広げていくことを目指している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定されている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>指導計画は、保育課程に基づき、子どもの発達過程を見通し、具体的なねらいや保育士との関わりなどを記述した一貫した内容になっている。年間指導計画のほか、月案、週案、日案があり、保育時間や子どもの発達や心身の状態、家庭の状況に配慮しながら作成している。いずれも、子どもの生活の継続性や季節の変化を考慮し充実した内容になっています。作成した指導計画は定期的実践を振り返り自己評価を行い、改善に取り組んでいる。3歳未満児、配慮の必要な子に対しては、個別指導計画を立て子ども一人ひとりの反省をもとに、翌月の個別指導計画を作成している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども一人ひとりの心身の健康状態や疾病を把握しており、健康に関する保険計画を作成し、嘱託医による定期的な年2回の内科・眼科・歯科健診を実施して健康管理に取り組んでいる。毎朝の視診や保護者との会話、連絡ノートから子どもの健康状態を適宜把握し観察している。市の子ども虐待防止対策マニュアルにもとづき、不適切な養育や虐待が疑われる場合は園長に速やかに報告し、市の担当課や児童相談所などと連携する体制を整えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の推進に努めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食育年間計画を作成して、毎月のテーマに沿って食育を取り入れている野菜栽培を行っており、皮むきなど子どもが実際に体験し食材への興味を持てるように取り組んでいる。給食前にその日の献立について話をしたり、栄養士、調理員が各クラスを回って声かけしたりして関わりを深めている。アレルギー児に対しては朝礼で各担任が確認し、配膳時には調理員との口頭確認を再度行い、個別のお盆にネームプレートを置き担任が付いて食事をすることを取り決めている。</li> </ul>
<p>さらに取り組みが望まれるところ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>新園舎の危険箇所や事故防止対策のさらなる充実を目指している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>園内外での遊びのルールについては、年度初めに職員間での確認をもとに取り決めを行い、周知を図っている。遊具安全点検記録表を用いて毎月1回チェックし、安全確認に取り組んでいる。不審者対策として防犯カメラの設置や、玄関の自動施錠、警備会社との契約、保育士の防犯ベルの形態などを工夫している。安全点検表をもとに各学年のヒヤリハット点検表を担任間で確認し、情報共有をもとに注意喚起を促している。新園舎であることから、危険箇所などをさらに詳しく抽出することを目指している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への情報提供をさらに充実させることを目指している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>園では、市保健福祉サービス苦情解決責任者等設置要綱にもとづく苦情解決を実施しており、ポスターを保護者などの目につきやすいところに掲示している。苦情を受け付けた際には内容について詳しく検証し、苦情報告書を作成して迅速に対処している。ただし、今回行った保護者アンケートの、「保護者の意見を聞く機会を設けているか」、「園の苦情担当窓口を知っているか」の設問に関しては、園の取り組みをさらに充実し、適切に保護者に伝える仕組み作りを必要とする結果だった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の子育てニーズの掘り起こしを目指している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭開放をはじめ、幼保小交流・世代間交流・赤ちゃんステーション・子ども110番・出前保育・合同イベントなどを行い、地域ニーズを把握しながら交流できる体制を整備している。園では、地域への情報提供をさらに充実させ、より多くの子育てニーズに対応することを目指している。新園舎へ移転してから概ね1年半を経過したこともあり、近隣住民とのコミュニケーションも図りつつ、さらに充実することが期待される。</li> </ul>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

- ・各クラスヒヤリしたりハットした時・所を細かくメモし、ヒヤリハット点検表や遊具施設の安全点検表もとに会議の中で話し合い職員間で情報を共有していくようにする。
- ・保護者が意見や苦情を言いやすい雰囲気づくりを心掛け、保護者会・クラスの個人面談等で伝え聞いていくように努力する。
- ・地域への情報提供をさらに充実させ数々のイベントに参加したときに呼びかけをし情報を伝えていく。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の上	13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0		
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
				事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
				災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				129	0		

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
<p>1 理念や基本方針が明文化されている。</p>	<p>■理念・方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に明記されている。                  ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。                  ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント)・市民憲章をもとに「明るく 素直で 心身共に健康な子ども」を市の子ども像として、(1)人の話をよく聞ける子、(2)友だちと遊べる子、(3)様々な活動に楽しんで取り組める子、(4)感動するところ、思いやりの気持ちをもった子などの4項目の保育目標を掲げている。それらの目標を5項目の保育方針に落とし込み、日々の保育の中で生かすようにしている。また、保育目標や方針は、我孫子市立保育園の「公立保育園のガイドライン」、「入園のしおり」などに明文化している。</p>	
<p>2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。</p>	<p>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。                  ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。                  ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント)・理念や基本方針、保育目標はいつでも確認できるように園内に掲示している。また、市が公設保育園の職員や保護者を対象に発行している「公立保育園のガイドライン」や「入園のしおり」の巻頭に掲示しており、園ではそれらをもとに、職員会議などの場で説明している。平成24年5月に現在の新園舎に移転したことを踏まえ、子どもや保護者といっしょに地域に開かれた保育園として、さまざまな人々との連携をもち、ニーズに応え、特性を生かした活動を広げていくことを目指している。</p>	
<p>3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。</p>	<p>■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。                  ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。                  ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント)・「園のしおり」の冒頭には、理念や保育方針、保育目標を分かりやすく記載し、保護者にも理解がしやすくしている。また、保育方針や保育目標は年度初めに配布物で知らせたり、ホールにある各クラスのボードで日々の保育内容を知らせたり、子どもの様子を直接会話をして伝え思いを共有できるように努めている。さらに、6月の個人面接などの機会を通じて説明し理解を図っている。</p>	
<p>4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。</p>	<p>■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。                  ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。                  ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。                  ■現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント)・新園舎での運営を円滑に行うために、「子どもの成長支援」や「保護者支援」はもとより、「地域支援」や「園の組織化」に力を入れている。保育内容の充実を図るための保育課程、年間・月間の指導計画、保護者支援、子ども発達支援センターとの連携などは定着していることがうかがえる。また、各種の会議やミーティングにおいて前年度の反省をもとに、翌年度の計画が立案されている。さらに、園庭解放や赤ちゃんステーションの充実などを図り、開かれた園運営を目指している。</p>	
<p>5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。</p>	<p>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。                  ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。                  ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント)・園内各種案件の検討から決定のプロセスにおいては、各職員が率直な意見を交わせるようにして、全職員の参加のもと決定している。保育に関する課題については乳児会や幼児会で話し合い、園運営に関する課題については職員会議で話し合い結論を導き出している。事業計画、重要課題については会議の場で情報を共有し、共通理解をしたうえで、保育にあたれるよう周知されている。時には2名の園長補佐が各職員の意見を収集し園長、園長補佐がその意見を取り入れながら決定している。</p>	



評価項目		標準項目
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・職員の様子においては、園長、園長補佐が気を配り、気づいたところは個別に指導、助言している。保育における問題点が発生した場合は話し合い共有している。職種によって多少異なるが、職員は年度当初、各テーマに対しての課題や実行計画、目標を策定している。その後、各自で目標の到達度や反省、評価などを具体的に記入し、年度末に園長が評価するとともに、面談の際にフィードバックしている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・入職時のオリエンテーションや研修時には、就業規則に沿って守秘義務、個人情報、職員の倫理規程などを説明し周知を図っている。保育士倫理要領の配布をはじめ、公立保育園のガイドラインにも明文化されており、いつでもふり返られるようにしている。個人情報取り扱いについては、「入園のしおり」や「保健のしおり」にて明文化され職員に注意喚起を促している。また、ガイドラインにも明示されており、個人情報に関する職員の意識向上に努めている。問題が生じた際には、都度注意するようにしている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・職務内容については、就業規則や辞令交付によって定め、役割と権限を明確にしている。人事考課制度に明示された職能級別の課題をはじめ、職員一人ひとりが業務目標を設定し、4月・9月・3月に自己評価をもとに目標の達成度を園長面談を通して明確にしている。評価の結果については都度職員にフィードバックし、育成を支援している。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・保育士についてはシフト勤務体制を敷いており、8時間勤務を原則としている。他の専門職などは、個別の勤務時間を設定しており、各職種と連携が図れるようにしている。子育て休暇、年休取得を促進するために声かけを行い、全職員に公平になるように工夫している。また、勤怠については事務担当者が個々の状況を確認し、園長、園長補佐が中心となって改善に努めています。人員配置も園長、園長補佐が職員との個別面談の際に意見を聞き確認している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・研修の形態は、東葛支会研修、合同研修、園内研修、自己啓発として、それぞれ研修の意義や方法を明示している。それらをもとに職員の要望に応えた研修を実施し、保育に生かすようにしている。なお、園内研修は年間スケジュールを作成し円滑に実施できるようにしている。そのほか、市内公設保育園の合同研修には、勤務調整によって適宜参加できるようにしている。研修後はレポートを提出するとともに職員会議で報告をし、全職員で共有している。さらに園長は提出されたレポートに評価、分析を記載し、フィードバックしている。</p>		

評価項目	標準項目
11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・法規や児童権利宣言を把握するための研修を実施しており、子ども一人ひとりの育ちや思いを大切に、子ども同士が育ち合える環境作りに力を入れている。現在、虐待の報告はないが、我孫子市子ども虐待防止対策マニュアルに基づき、子ども相談課、保健センター、発達センターなどの機関と連携して対応する仕組みを整備している。また、職員会議などを通じて保育所保育指針を読み合わせをしながら、子どもにとって最善の利益を考慮した保育に努めている。</p>	
12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・個人情報の保護に関する方針を入園のしおり、保健のしおりに掲載し、入園説明会等で方針、開示に関する説明を行っている。また、職員へは個人情報の厳守を徹底させている。園での具体的な取り組みとしては、「児童票は職員室で記録し、外に出さない」、「個人のカメラや携帯で子どもを撮影しない」など遵守することを促している。実習生やボランティアにはオリエンテーション時に説明し、注意喚起を促している。</p>	
13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・行事、保育参加、保育参観後にはアンケートを実施しており、保護者の満足度を把握し、改善点を次回に生かせるようにしている。市内公設七保育園共通アンケートの集計結果をもとに担当保護者と園長による懇談会を設け改善要望が提出された事項については、即時の対応を心がけている。改善内容については職員会議などを通じて全職員に周知している。</p>	
14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・園では、市保健福祉サービス苦情解決責任者等設置要綱にもとづく苦情解決を実施しており、ポスターを保護者などの目につきやすいところに掲示している。苦情を受け付けた際には内容について詳しく検証し、苦情報告書を作成して迅速に対処している。ただし、今回行った保護者アンケートの、「保護者の意見を聞く機会を設けているか」、「園の苦情担当窓口を知っているか」の設問に関しては、園の取り組みをさらに充実し、適切に保護者に伝える仕組み作りを必要とする結果だった。</p>	
15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・園では、市保健福祉サービス苦情解決責任者等設置要綱にもとづく苦情解決を実施しており、ポスターを保護者などの目につきやすいところに掲示している。苦情を受け付けた際には内容について詳しく検証し、苦情報告書を作成して迅速に対処している。個人面談では、家庭と保育園相互の様子を確認したり、保護者から園への要望を聞いたりしながら、言いやすい雰囲気や機会を設けている。</p>	

評価項目	標準項目
16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的の実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・保育の標準的実施方法として、保育園独自のガイドラインや年齢別発達表をもとに、園独自の業務の基本や手順などのマニュアルやチェックリストを作成している。マニュアルは、子どもや保護者の状況をもとに作成している。冊子としてまとめたものを各クラスに備え、いつでも職員が活用できるようにしている。日常の保育でわからないことが起きた時、また、新人育成など必要が生じたときに活用している。マニュアルの見直しを実施しており、常に現場に合ったものとなるよう努めている。</p>	
17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・利用の問い合わせや見学については、いつでも対応することを原則としており、見学時には「公立保育園のガイドライン」や「入園のしおり」をもとに、園長や園長補佐が具体的に説明している。また、入園希望など個別の要望に、丁寧に対応することを心がけている。園では、一般保育をはじめ、障がい児保育・赤ちゃんステーション・子ども110番・園庭開放・出前保育など、多様な保育サービスを実施しており、気軽に問い合わせや見学してもらえるように、職員に周知している。</p>	
18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・入園時の個別面談の際には、「入園のしおり」を配付し、園長や園長補佐が丁寧に説明することを心がけている。入園のしおりには、保育目標、保育方針、年間行事予定や園での生活・基本的ルールなど、絵や図で分かりやすく紹介している。保育内容などは具体的に説明し、写真を掲示をする場合には保護者の了承を得てから行うことなど、プライバシーへの配慮についても合わせて説明している。子どもの生活状況や健康診断などの資料をもとに、一人ひとりの意向を確認し、面接記録を残している。記録内容は、個別の保育計画などに生かされている。</p>	
19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・保育課程は、前年度の評価や反省をもとにして、保育理念、方針、目標や基本的な発達過程などを組み込んで作成している。子どもの背景にある家庭や地域の状況を考慮し、実態に即した園独自の具体的な内容になっている。保育課程の作成にあたっては、全職員が参加できるように職員会議などで検討し、共通理解に立って適切に編成されている。また、障がい児保育・赤ちゃんステーション・子ども110番・園庭開放・出前保育など、多様な保育サービスについても保育課程に位置づけ、年間指導計画に基づいて作成している。職員間の協力体制が整い充実した内容で作成されている。</p>	
20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・指導計画は、保育課程に基づき、子どもの発達過程を見通し、具体的なねらいや保育士との関わりなどを記述した一貫した内容になっている。年間指導計画のほか、月案、週案、日案があり、保育時間や子どもの発達や心身の状態、家庭の状況に配慮しながら作成している。いずれも、子どもの生活の継続性や季節の変化を考慮し充実した内容になっています。作成した指導計画は定期的実践を振り返り自己評価を行い、改善に取り組んでいる。3歳未満児、配慮の必要な子に対しては、個別指導計画を立て子ども一人ひとりの反省をもとに、翌月の個別指導計画を作成している。</p>	



評価項目		標準項目
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・子どもの成長発達に応じて、自発的に活動できる保育環境を整備している。乳児には安全・安心に配慮し、発達段階に即した環境を整備している。保育室の環境については、遊具・絵本・積み木・手先コーナーなど好きな場所で遊びこめるような環境をが整えている。発達に見合った手作り遊具や木のぬくもりを感じる遊具などのコーナーや棚が自由に手が届く位置に配置され、子どもが自発的に活動しやすい工夫が随所に見られた。また、1階ホールで、子どもたちが主体的に活動しているようすが写真や記録で見ることができ、園全体で環境整備に取り組んでいることがうかがえる。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・動植物に接する機会を、計画的に保育の中に取り入れており、秋の遠足や野菜の栽培のほか、園庭を活用し、四季を感じられるよう努めています。遠足や園庭などでは、季節に応じて草木、木の実、葉っぱ、虫などに触れる機会を設け、年齢に応じた体験ができるようにしている。また、職員と一っしょに園庭の花壇に花を植えており、子ども自ら育てることを学んでもらえるようにしている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもとの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・「公立保育園のガイドライン」には、人間関係の育成に配慮することが明示されており、職員は子ども同士の関係をより良くするような適切で優しい言葉かけを心がけている。子ども同士のけんかやトラブルについても、双方の思いを受け止め、年齢や発達に応じて子ども同士で解決するようなこまやかな支援に努めている。また、生活や遊びの中で順番などのルールが身につくように配慮したり、公共施設などを使用する中で社会性が身につくようにしたりしている。散歩を通して交通ルールを守ったり、近隣の人との挨拶を交わしている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・障がい児保育や部分統合保育などの多様な保育サービスを実施しており、特別な配慮が必要な子については職員会議などを通して対応方法を確認している。年3回の子ども発達センターの巡回相談を受け関わり方や対応の仕方についてアドバイスを受けている。子ども同士で助け合い、ふれあう体験は子どもの心を育てるといふ思いから、いつでも受け入れることにしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・家庭と保育園の生活の連続性を大切にし、日中の保育も含めた子どもの様子はお迎え時に保護者に丁寧に伝え、必要に応じて園長や園長補佐が説明をしている。また、職員同士の引き継ぎノートを活用し、伝えもれのないよう工夫している。時間外保育に移行する際には、クラス担任が日誌を用いて子どもの状態を記入し、遅番の保育士には口頭でも伝えるようにして、安心して安全な保育の実施に努めている。保護者からの連絡や園からの連絡を書面にしたうえで口答でも伝え、伝えもれのないように配慮している。延長保育時間にはゆったり過ごせる環境作りを大切にしている。</p>		

評価項目	標準項目
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) ・日ごろから保護者とのコミュニケーションを大切にしており、送迎時、職員は保護者一人ひとりと子どもに関する情報交換を行うよう努めている。日々の各クラスの保育内容は、クラスボードなどにも記載して知らせている。保育参観・参加、保護者会などの内容は、記録に残して職員間で共有できるようにしている。個人面談・相談は、必要に応じて実施し、個別相談は園長・園長補佐・職員が対応している。また、保護者向けの情報提供は、新園舎での運営期間が短いことから、さらに分かりやすく掲示することを目指している。</p>	
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) ・子ども一人ひとりの心身の健康状態や疾病を把握しており、健康に関する保健計画を作成し、嘱託医による定期的な年2回の内科・眼科・歯科健診を実施して健康管理に取り組んでいる。毎朝の視診や保護者との会話、連絡ノートから子どもの健康状態を適宜把握し観察している。市の子ども虐待防止対策マニュアルにもとづき、不適切な養育や虐待が疑われる場合は園長に速やかに報告し、市の担当課や児童相談所などと連携する体制を整えている。</p>	
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント) ・保育中の体調不良や怪我などが起きた際には、速やかに応急処置を行い保護者に連絡している。その際には、子どもの状態を伝え受診が必要な場合は、かかりつけ医又は園医に速やかに受診している。保健・看護師・感染症マニュアル等に沿って感染症や疾病の予防に努めている。また、感染症発生時には感染症マニュアルに沿って対応し、サーベイランスによる報告を行うことで地域の状況の把握や保健所との連携が図られている。必要に応じて保育課にも報告を行っている。</p>	
29 食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント) ・食育年間計画を作成して、毎月のテーマに沿って食育を取り入れている野菜栽培を行っており、皮むきなど子どもが実際に体験し食材への興味を持てるように取り組んでいる。給食前にその日の献立について話をしたり、栄養士、調理員が各クラスを回って声かけしたりして関わりを深めている。アレルギー児に対しては朝礼で各担当が確認し、配膳時には調理員との口頭確認を再度行い、個別のお盆にネームプレートを置き担当が付いて食事をすることを取り決めている。</p>	

評価項目		標準項目
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・保育室は常に衛生管理に配慮しており、月2回の指定箇所の放射能測定、個人積算線量測定、食材の放射能測定などを行いそれらの結果については園内に掲示している。朝礼などの機会を通じて看護師が衛生管理指導や保健指導を必要に応じて行い、職員の衛生管理の意識の高揚に取り組んでいる。園庭の砂場は月1回掘り起し、日光消毒やピューラックスでの消毒を行っている。布団乾燥は月1回外部に委託し、布団乾燥、殺菌、脱臭を行い、シーツは毎週末に保護者が洗濯し、交換している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・園内外での遊びのルールについては、年度初めに職員間での確認をもとに取り決めを行い、周知を図っている。遊具安全点検記録表を用いて毎月1回チェックし、安全確認に取り組んでいる。不審者対策として防犯カメラの設置や、玄関の自動施錠、警備会社との契約、保育士の防犯ベルの形態などを工夫している。安全点検表をもとに各学年のヒヤリハット点検表を担当間で確認し、情報共有をもとに注意喚起を促している。新園舎であることから、危険箇所などをさらに詳しく抽出することを目指している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・火災や地震などの災害時対応の緊急対策マニュアルを各クラスに掲示し、職員をはじめ保護者にも周知している。防災訓練・防犯訓練計画表を基に定期的に避難訓練を実施したり、消防署と連携した総合訓練を行っている。保護者には引渡しカードを作成し引渡し時に混乱がないようにしたり、保育参加の際に一緒に避難訓練に参加してもらっている。備蓄用品も特定の倉庫に保管し、定期的に確認しています。安否確認は公立保育園公式ツイッターやホームページなどで確保できる仕組みが整っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)・園庭開放をはじめ、世代間交流・赤ちゃんステーション・子ども110番・出前保育・合同イベントなどを行い、地域ニーズを把握しながら交流できる体制を整備している。園では、地域への情報提供をさらに充実させ、より多くの子育てニーズに対応することを目指している。新園舎へ移転してから概ね1年半を経過したこともあり、近隣住民とのコミュニケーションも図りつつ、さらに充実することが期待される。</p>		